

牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2013, 04

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

建設業法第29条の3 をご存知ですか？

建設業許可には、経營業務の管理責任者（建設業の経営を司る建設会社の頭というべき人）と専任技術者（建設工事の腕というべき人）が必ず必要なんです。この頭と腕は同一人物でも差支えはないのですが、どちらが一方でも欠けると建設業許可は効力を失ったと解されてしまうのです。



「第29条の3」は許可の取消し等の場合における建設工事の措置が書かれています。

建設業の許可がその効力を失った場合や営業の停止を命ぜられた場合又は建設業の許可を取り消された場合にあつては、当該許可に係る建設業者であつた者、受該処分を受けた者又はその一般承継人は、許可がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る建設工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、許可がその効力を失った後又は当該処分を受けた後、2週間以内に、その旨を当該建設工事の注文者に通知しなければならない。

*つまり、建設業許可が失くなってしまった後でも、それ以前に契約した工事は引き続き施工することができます。許可を失くした後2週間以内に注文者にその旨通知をすればよいことになっています。でも、うちの工事業者が許可がなくなったら困りますね。

【ありがちな事例】

自社の専任技術者が辞めてしまった…。その辞めた元専任技術者が、新しく務めた会社の専任技術者として届出が出された。

⇒ 全国コンピュータで管理されているので、自社を辞めていたことを官庁は知ることになります。

他に専任技術者になれる人（資格がある、もしくは実務経験が10年以上ある）がいなかったならば、退社の日に建設業許可は効力を失ったことになります。他に専任技術者になれる人がいたならば、許可は大丈夫です。

専任技術者の変更届の提出が遅れていただけ…と解してくれるのです。



★運送業★

4月公布、10月施行予定!



監査方針、行政処分基準等改正

監査方針については、是正勧告に応じない場合、輸送の安全確保命令を発動する措置を新設。また、運輸局及び運輸支局は過去の違反歴、累積違反点数、講習受講状況や各種通報を基に、**優先的に監査を実施する事業者及び継続して監視していく事業者のリスト**を整備することとしています。

行政処分については、記録の改ざんや不実記載等を10日車→30日車にするなど、重要や悪質な法令違反については処分量定を引き上げ、乗務記録の記載不備や乗員台帳の記載不備を10日→警告にするなど、記録類の記載不備など軽微な違反については行政指導にとどめるとしています。パブリックコメントも終了、4月公布、10月施行予定です。

5月から法令試験の厳しく! 2回目不合格なら申請取下

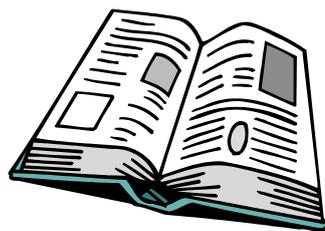
これまで、新規申請をすると翌月中旬に行われていた法令試験。これに合格しないと認可が下りないというものです。毎月実施されていて不合格でも何度も受験することができました。

また、関連するテキスト等の持込もOKでしたが、**5月からイッキに厳しくなります。**

まず、実施回数は2か月に1回。申請をしてもタイミングによっては試験が翌々月になるということです。また、2回落とすと申請の取り下げ。テキストの持込は禁止になってしまいました。更に、出題範囲に「独占禁止法」と「下請法」が追加されるそうです。

行政事務の簡素化とともに、許可取得も難しくなるのだと感じます。

試験回数を減らしたり、試験内容を増やしたりするなど、それだけ法令遵守を徹底させようということなのだと思います。



平成25年度 整備管理者選任前研修

	日 程	会 場	申込期間
第1回	平成25年5月17日(金)	名古屋市中川文化小劇場	H25.4.15(月) ~ H25.4.19(金)

対象：2年以上の自動車の「点検・整備」または「整備の管理」の実務経験を持って整備管理者になろうとする方。

**受講する予定だけど申し込み忘れそう・・・
という方はご連絡ください。**



1月から特殊車両についての取締りが厳しくなっています

阿部政権に交代し、国土強靱化が政策のひとつとされていますが、高度経済成長期に集中的に整備された道路や橋は現在、老朽化が進行し、すべてを改修する予算もなく、延命対策が叫ばれています。その延命対策には特殊車両の取締りの強化が最重要とし、国交省は「特殊車両の通行に関する指導要綱」を改正しました。

現在も車両重量自動計測装置により繰り返し違反をした車両の使用者に対し指導警告書を送付していますが、それを対面の是正指導書手交にし、繰り返し違反する使用者については名称と指導内容を公表するそうです。この公表はHPに限らず**報道機関及び関係行政機関への資料送付**もするとしています。

また、今まで、NEXCOでは積載物を乗せた状態で高さ 4.1m、長さ 19.99mまでの許可を下ろしていましたが、NEXCO東日本の管轄では、**車両全長の1割増**までしか許可されなくなっていました。現在は東日本管轄だけですが、今後、全国的にそうなるかと思いません。ご心配事等ございましたら是非、ご連絡ください。



特殊車両通行許可とは

一般制限値を超える車両については原則、道路を通行してはならないと法律で定められています。道路管理者が条件をつけて通行を許可するのが特殊車両通行許可です。

人事異動の季節です

昨年度、大変お世話になった行政担当者はそれぞれ、偉くなって本庁に上がったり、遠くの事務所に移動になったり・・・最終日に挨拶できた担当者もいれば出来ずじまいの人もいました。

私にとっては、**すごく頼りにしている担当者が残ってくれてとても安心**です。

また、去っていく人もいれば入ってくる人もいます。

最初はお互い警戒しながら・・・時にはケンカしながら？仲良くなっていきたいです。 沙織

先日、産廃の中間処理をされている事業者さんとの話の中で、どうしても人手不足でさあ・・・という話を聞きました。

求人はず～～～と出しているのに、なかなか応募がなくてトラックが1台遊んでるんだよね・・・とのこと。

私が乗っている車の何倍もトラックって高いんですよね？もったいないです。

このたび、中間処理施設を新たに設置され、とてもキレイなプラントが完成しました。世間の産廃処理施設＝ゴミ屋というイメージは、もう古いですよ！！

人手不足は運送業者さんからも、建設業者さんからも何よりの悩みと聞きます。人材育成と雇用確保のため、新しい助成制度が始まりました。

テーマは「若者と女性」だそうです。同封の会報に掲載してありますが、詳しくは牟田事務所の社労部門がご説明します。

いつでもご連絡ください。



春 年度末！！



陽気も良くなり、桜も例年に比べると、早い時期に満開になりました。
世の中の雰囲気も例年に比べ、少し春めいてきた様に感じます。
あちらこちらの社長さんから「**景気は確実に上昇傾向にある**」という話を聞きます。
それぞれの業界が景気回復に向けて慌しくなっているように思います。

3月最後の1週間、愛知運輸支局などの自動車登録事務所はてんやわんやでした。

通常の登録であれば待ち時間は長くて30分くらい。ところが、この1週間、**朝いちで出して14時すぎ**・・・や、**13時すぎに書類を出して登録完了したのが17時すぎ**など。
これまで何度か年度末の自動車登録を経験してきましたが、こんなにも混雑していたのは初めてです。これも景気回復の現れなのでしょうか？

また、景気が回復してくると、事業の幅を広げたり、取引先から今まで以上の依頼が・・・など上向きな話が出てくるのではないのでしょうか？

事業には許認可がつきものです。産廃処理業許可の品目追加や建設業の業種追加など、申請をしてすぐに許可されるものではありません。産廃収集運搬業の新規許可や変更許可(品目追加)などは**申請から許可までおおよそ2ヶ月**かかります。

牟田事務所がお手伝いさせていただいている事業者さんも、いざという時に備えて、産廃処理施設の追加や、取扱い品目の追加、運送業の新規許可取得や建設業などの準備をしています。

それぞれの許認可には様々な要件があり、申請をするまでにそれを満たす準備も必要です。準備だけでも早めにするに越したことはありません。

何か新たな事業や既存事業の拡大をお考えの社長さん。ぜひお話、聞かせてください。

平成25年度 産業廃棄物に係る講習会 日程発表！！

愛知県は収集運搬課程 新規・更新ともに5月に開催されます。

【新規】

平成24年5月30日～31日 名古屋国際会議場

【更新】

平成24年5月17日 名古屋国際会議場

年度初めの講習は大変混み、申込みがすぐいっぱいになってしまいます。
お急ぎの方はとりあえず仮予約を。ご不明な点等ありましたらご連絡ください。

どにかむHP 右下の**牟田事務所**をクリック！

リンクが貼ってありますのでご確認下さい。

